

名古屋市震災対策基本方針

1 目的

今年3月11日に発生した東日本大震災は、地震災害の恐さや被害の甚大さを改めて認識させられるものであった。これまでも阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などにおいて大震災による被害の情報は多く伝えられてきているが、今回の地震では、想定をはるかに越えた巨大な津波による被害の大きさや避難の難しさが、特に強く印象づけられた。

一方、平成14年4月24日、本市は東海地震により著しい災害が起こる恐れのある地域として、政令市で初めて「地震防災対策強化地域」に指定され、また平成15年12月には「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定された。現在、東海地震が発生する確率は87%といわれているが、東海・東南海・南海三連動地震の発生も危惧されているこの地域にとっても、東日本大震災による被害の深刻さは懸念すべきことである。

名古屋市震災対策基本方針（以下「震災対策基本方針」という。）は、このような状況を踏まえ、当面本市が行うべき地震防災対策の方針と施策の柱を定めたものである。

防災施策の策定及び事業執行については、この震災対策基本方針に基づき行うことを基本とする。

なお、震災対策基本方針については、東海・東南海・南海三連動地震にかかる国の被害想定や、本市防災会議専門委員による検討結果などの状況を、適宜反映していくものとする。

また、放射性物質の大量放出に係る対策については、国や県の動向をふまえ、必要な措置をとるものとする。

2 方針及び施策の柱（別紙「震災対策方針及び施策の柱について」参照）

（1）方針

名古屋市防災会議（平成23年6月14日開催）における学識者等からの「緊急提言」などを参考に、当面本市が行うべき地震防災対策として、次のとおり5つの方針を定める。

ア 災害の調査・検証

国の被害想定の変遷を捉えつつ、東日本大震災の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、東海・東南海・南海三連動地震の被害想定について検証する。

イ 地域防災力の向上

学校・保育所・家庭での防災教育の充実により個人の防災意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化や企業防災等の充実を図り、自助、共助の理念を基本として地域防災力の向上を目指す。

ウ 災害情報伝達体制の充実

市民への災害広報のあり方について強化・充実を図るとともに、効率的な情報収集・伝達体制の充実を図る。

エ 災害対策活動等の充実

大規模地震災害発生時において、市民生活及び行政機能の早期復旧を図るため、業務継続計画を策定するとともに、避難所等における課題の解消や関係機関との連携による災害応急対策の充実などを図る。

オ 災害に強いまちづくり

東日本大震災の状況を踏まえつつ、建築物等の耐震化を進めるとともに、安全な市街地整備など中長期的な視点も取り込んだまちづくり等について検討する。

(2) 施策の柱

上記(1)の5つの方針を実現させるため、それぞれの方針ごとに「別紙」のとおり施策の柱を定める。

当面の地震防災対策については、それぞれの施策の柱ごとに必要な事業を計画し、実施するものとする。

(3) 推進施策

震災対策基本方針に掲げる施策の柱のうち下記に記載したものについては、市民の命を守るために早期に行うべき事業や、早期の準備作業が必要な事業を含むことから、推進施策と位置付け、当該事業のうち可能なものから順次着手していくことにより、地震防災対策を円滑に推進していくものとする。

ア 方針：災害の調査・検証

(ア) 東日本大震災の調査・検証及び三連動地震対策の検討（被害想定）

三連動地震への対策を講じるためには、被害想定を詳細かつ正確に行う必要がある。

そのため、東日本大震災の調査・検証及び東海・東南海・南海三連動地震における揺れ（地震動）、津波被害、液状化被害などによる被害想定 of 把握については、国の被害想定 of 動向を捉えつつ、早期に着手し着実に作業を進めていくものとする。

イ 方針：地域防災力の向上

(ア) 地域コミュニティの活性化

地域の防災力の向上を図るためには、防災に対する市民の自助及び共助の意識の向上が不可欠である。

そのためには、まず地域のコミュニティの活性化を図るとともに、自主防災活動をはじめとした市民活動の支援などを行っていく。

(イ) 学校・保育所・家庭での防災教育の推進

災害から身を守るためには、市民自らが適切かつ安全な行動をとることが必要である。

そのため、学校等での防災教育を充実することにより、まずは次世代を担う若年層における防災に対する知識や能力の向上を図る。さらに子供の防災意識の向上を通じて、家庭や地域の防災力向上を目指す。

(ウ) 帰宅困難者対策(企業防災等)

東日本大震災においては、公共交通機関の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生したが、三連動地震においては本市でも同様の問題が発生する恐れがある。また、対策を施すためには、各種交通機関をはじめとした多くの企業や機関との調整が必要である。

そのため、本市におけるこれまでの帰宅困難者対策について、東日本大震災で顕在化した課題に照らし合わせながら早い段階で検証を行い、各種機関との調整を密接に行うことにより、実効性の高い施策を検討する。

(エ) 津波対策の充実

「市民とすすめる命を守るプロジェクト」として、まずは海に近い港区及び南区において既に津波避難ビルを指定したところであるが、さらなる施設の整備や訓練等の充実を図るとともに、所在する場所等について市民に広く周知するなど、施策の拡充を図る。

また、防波堤等によるハード対策とともに、津波避難や土地利用誘導を含めた都市計画など、ソフト対策を併せた多重防御の考え方についても検討していく。

ウ 方針：災害情報伝達体制の充実

(ア) 災害広報体系の強化・充実

地震発生時において市民が適切かつ安全な行動をとるためには、正確な情報をできるだけ早く確実に伝達することが必要である。

そのためには報道機関等との調整などをはじめとした作業にできるだけ早めに着手し、検討を進めていく。

(イ) 効率的な情報収集・伝達体制の構築

地震に関する情報を市民に迅速かつ正確に伝えるためには、情報収集システムの整備が不可欠である。

そのためには、既存システムの適正な維持管理や、新たな情報収集手段の検討などについて進めていくものとする。

また、地震発生直後において、各施設の利用者などのほか災害対策活動の担い手となる職員への被害を最小限にとどめるためには、緊急地震速報は非常に効果的であることから、導入を進めるものとする。

エ 方針：災害対策活動等の充実

(ア) 業務継続計画の策定

災害対策を着実に行うとともに、発災時においても必要となる経常業務を継続的に実施するためには、発災による市役所、区役所等の機能停止は回避しなければならない。また、被災により低下した行政機能についてはできるだけ早期に回復させる必要がある。

そのため、業務継続計画については早期の策定を目指す。

(イ) 避難所等における課題の解消

市民が利用する避難所は、災害発生時における初期の段階から非常に重要な役割を担うことから、その円滑な開設及び運営のために必要な方策については東日本大震災での課題を踏まえ、可能なことから順次対応していく。

(ウ) 災害応急対策の充実

発災時に備え、消防活動にかかる体制等の整備や関係機関との連携計画の策定について予め行っておくことは、減災を図る上で大変重要であることから、可能な事業から順次着手していく。

オ 方針：災害に強いまちづくり

(ア) 耐震化対策の推進

利用者等への被害を最小限にとどめるため、市有施設の耐震化を順次進めるとともに、民間建築物についても耐震化率向上の促進を図る。

なお、市有建築物の耐震化については、防災上の観点から、各施設の改修計画や耐震性などを勘案しつつ、耐震改修促進法に基づく特定建築物を優先的に進めていく。

(イ) 災害に強い都市計画の策定

市街地の被害を最小限にとどめるためには、震災等に対して将来にわたって安全な市街地を形成する必要がある。

そのためには、様々な調査、検証、データ収集及び分析が必要であることから、被害想定を待つことなく作業に着手し、建物倒壊、市街地大火、津波被害及び液状化などを考慮し、土地利用誘導を含めた災害に強い都市計画の検討を進める。

(4) その他

上記(3)の推進施策については、震災対策基本方針と同様に、東海・東南海・南海三連動地震にかかる国の被害想定や、本市防災会議専門委員による検討結果などの状況をふまえ、危機管理対策本部会議において適宜見直すものとする。

3 今後の予定

この方針にもとづき、本市地震防災対策のための具体的な事業を掲げた行動計画を定め、これらの事業について総合的かつ計画的に推進していく。